

2. 発注における金額(価格)の適正価格について(工業部会・建設業部会)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、ウクライナの紛争など世界情勢の影響を受け原材料が高騰している中で、毎年のように最低賃金も上昇し、事業を運営していく上での経費が増大している。これにも関わらず、官公庁の入札の際に相見積もりが取られ、単価に反映できない状況が続いている。また、この単価の積算根拠が不明なため、施工時に原材料価格が大幅に上昇したとしても反映できない状況となっているので下記事項を要望する。

- (1) 市況価格を反映させた予算の確保
- (2) 入札だけでなく相見積もりでの最低価格の設定
- (3) 予算より1割以上安価な見積もりを無効とするルールの制定
- (4) 契約時と施工時に原材料が高騰した場合での救済措置の設定

(1) **回答(財政課)**

刻々と変化する社会経済情勢による市場価格の変動に対し、前年末に編成作業を行っている当初予算では対応しきれない場合もあるため、発注時に原材料価格の高騰を受けた事業につきましては、補正予算等により事業費を増加する対応をいたしました。今後も状況に応じて適切に対応してまいります。

(2) (3) **回答(財政課)** ※2項目同時回答

三島市が発注する、「工事又は予定価格が300万円以上の建設関連業務委託」につきましては、最低制限価格を設定しております。

しかし、「その他の役務の提供や物品の購入」などは、地方自治法において、最低制限価格の設定、及び最低制限価格として予算額の1割を下回った場合などの基準を設けることはできないこととされております。

本市といたしましては、社会経済を取り巻く情勢を認識する中、予定価格の算定や、発注時期、見積合せにおける業者の選定基準等を精査し、引き続き、過度な価格競争や、見積合せの不調・不落の回避に努め、適正な価格による発注に繋げてまいりたいと考えております。

(4) **回答(土木課・都市整備課・水道課・下水道課・公共財産保全課)**

不安定な社会情勢の影響による人件費や原材料の高騰への対策につきましては、令和4年4月26日付けで国土交通省不動産・建設経済局長より通知が発出されており、請負契約の締結に当たっては、賃金又は物価の変動による請負代金額の変更について規定している「公共工事標準請負契約約款第26条」(以下、「スライド条項」という。)

を適切に運用することとし、契約締結後においても受注者から申し出があった場合は協議に応じるなど、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）」の趣旨を踏まえ適切な対応をとるよう、各地方公共団体や建設業者団体等へ要請されているところでございます。

三島市におきましても、市が発注する建設工事に適用される「三島市建設工事請負契約約款」の第 25 条でスライド条項を規定しておりますので、契約後の工事期間中に資材価格等の高騰により、請負金額に影響を及ぼすと認められる場合には、この条項に照らし合わせ必要な設計変更を実施するなど、発注者、受注者双方で協議の上、適切に対応してまいります。